

令和8（2026）年度 太陽光発電システム設置費補助制度のご案内

太陽の光を利用した太陽光発電は、石油や石炭などの化石エネルギーに代わる環境にやさしいエネルギーです。

池田市では、太陽光発電の普及を促進させるため、太陽光発電システムの設置費補助制度を実施します。

★同時設置補助金のお知らせ

住宅用太陽光発電システムと家庭用蓄電システムを同時に設置し、両補助金を同時申請された方には、家庭用蓄電システムの補助額について、通常5万円のところを7万円に増額します。

応募条件 【注意】発電システム設置及び電力受給開始後の申請になります。

次の項目のすべてを満たしていること

【住宅用】

- 現に自ら居住する市内の住宅に係る電力の消費の用に充てるため、太陽光発電システムを当該住宅に設置した個人、または太陽光発電システムが設置された当該住宅を購入した個人であること
- 電力会社と電力受給契約を締結し、電力受給を開始していること
- 発電システムは未使用品であり自作でないこと
- 設置に関して法令等に違反していないこと
- 市税を滞納していないこと
- 過去に住宅用太陽光発電システムに係る池田市の補助金の交付を受けていないこと

【非住宅】

- 市内の自ら所有する非住宅（店舗、事務所、工場、賃貸集合住宅、分譲集合住宅の共用部分や土地等）に太陽光発電システムを設置した個人、個人事業主、法人等、または太陽光発電システムが設置された当該非住宅を購入した個人、個人事業主、法人等であること
- 発電システムは未使用品であり自作でないこと
- 設置に関して法令等に違反していないこと
- 過去に非住宅用太陽光発電システムに係る池田市の補助金交付を受けていないこと

池 田 市

補助金額

出力1 kWあたり20,000円とし、
住宅用 100,000円
非住宅用 200,000円 を限度とする。

募集期間

令和8(2026)年4月1日(水)～ 令和9(2027)年3月12日(金)

申請方法

《提出先》 環境政策課窓口(池田市役所7階) ※持参のみ対応、郵送不可

《必要書類》 電力受給開始日から起算して3ヶ月以内(非住宅用対象者で電力会社と電力受給契約を締結しない方は、竣工検査を実施した日から起算して3ヶ月を経過する日まで)に、下記の書類を直接ご持参ください。

※同時設置補助金の場合、住宅用太陽光発電システム設置費補助金と家庭用蓄電システム設置費補助金の申請期限のいずれか遅い方までに、それぞれの必要書類全ての提出が必要です。ただし令和9年3月12日(金)が最終です。

- ① 池田市太陽光発電システム設置費補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)
- ② 発電システムの設置費に係る領収書(交付の申請日から1年以内に交付申請者宛に発行されたもの)の写し又は支払いを証明する書類
- ③ 発電システムの設置費に係る型式や数量、単価等の内訳が明記された書類(見積書など)
- ④ 竣工検査記録書(様式第2号)
- ⑤ 発電システムが設置された住宅等に係る全景のカラー写真
- ⑥ 発電システムが設置された住宅等の所在地が確認できる地図
- ⑦ 発電システム一式の設置状態が確認できるカラー写真
(パネル全体、パワーコンディショナー)
- ⑧ 発電システムの仕様が確認できるパンフレット等
- ⑨ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し(非住宅用は電力受給契約を締結した方に限る)
- ⑩ 設置承諾書(様式第3号) ※発電システムが設置された住宅の所有権を有する方が交付申請者の他にもいる場合は、その人数分の提出が必要。
- ⑪ 池田市太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第6号)

※押印をする場合、印は①池田市太陽光発電システム設置費補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)と統一してください。

※提出書類に不備がある場合は受理を致しかねますので、提出前に「提出書類チェックシート」を必ずご確認ください。

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求められることがあります。

申請前に必ずご確認ください！！

- 補助金の交付を受けた方は、補助制度アンケートと使用状況報告書の提出が必要です。
※提出がない場合、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、返還を求めることがあります。
- 交付申請後、当該申請を取り下げの場合は、交付申請取下届出書を提出してください。
- 法定耐用期間(17年)内において、発電システムが損傷、滅失したとき、または処分しようとするときは、届出が必要となります。

＜提出書類チェックシート＞

■記入上の注意

必要書類はボールペンで漏れなく記入されていますか？（消せるボールペン等は不可）
住宅用の申請は①,⑩,⑪（非住宅用は①,⑩）の申請者名欄に署名をもって記すことで押印を省略可。※印刷や氏名印等による記名の場合は押印が必須
誤記への訂正印は、署名欄と同一の印で行っていますか？（押印した場合に限る）

■必要書類別チェック項目

①池田市太陽光発電システム設置費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）	
書面右上の池田市受付日は未記入の状態ですか？（窓口で記入）	
交付申請額は公称最大出力の合計値(単位 kW、小数第3位切捨)×20,000 円で計算し交付上限額（住宅用：100,000 円 非住宅用：200,000 円）以内ですか？	
受給開始日は⑨の書類に記載されている受給開始日と一致していますか？	
発電システム設置費は税抜表記ですか？また、②の書類に記載されている内容と一致していますか？	
②発電システムの設置費に係る領収書の写し又は支払いを証明する書類	
交付の申請日から1年以内に発行されたものですか？	
交付申請者宛に発行されたものですか？	
③発電システムの設置費に係る型式や数量、単価等の内訳が明記された書類（見積書など）	
一式表記にはなっていませんか？	
内容は①の書類に記載されているものと一致していますか？	
合計額は②の書類に記載されている額と一致していますか？	
④竣工検査記録書（様式第2号）	
機材の型式等は①,③の書類に記載されている内容と一致していますか？	
誤記がある場合、検査を行った業者の印でその箇所ごとに訂正されていますか？	
⑤発電システムが設置された住宅等に係る全景のカラー写真	
⑥発電システムが設置された住宅等の所在地が確認できる地図	
地図上で当該住宅等の位置に印が付いていますか？	
⑦発電システム一式の設置状態が確認できるカラー写真	
次の2点が確認できますか？ (1)全枚数の太陽光発電パネル (2)パワーコンディショナーの設置場所	
⑧発電システムの仕様が確認できるパンフレット等	
製造者や①③④の書類に記載されている型式が確認できるものですか？	
⑨電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し （非住宅用は電力受給契約を締結した場合に限る）	
契約名義及び発電設備設置場所は交付申請者の氏名及び住所と一致していますか？	
電力受給開始日は交付申請日から3ヶ月以内の日付ですか？	
⑩設置承諾書（様式第3号） ※発電システムが設置された住宅の所有権を有する方が交付申請者の他にいる場合に限る	
交付申請者以外の所有者ごとに作成されていますか？	
誤記がある場合、当該所有者の印でその箇所ごとに訂正されていますか？	
⑪池田市太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第6号）	
右上の日付欄及び本文中の空欄は未記入の状態ですか？	
交付請求者の住所・氏名・電話番号・印は①の書類の交付申請者と一致していますか？	
交付請求者名と口座名義人が異なる場合、委任状を作成されていますか？	

お問い合わせ

池田市 市民活動部 環境政策課
(池田市役所7階)

TEL 072-754-6242

FAX 072-752-6572

E-mail kankyo@city.ikeda.osaka.jp